

広島県告示第八百七十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和八年八月二十日

広島県知事 横 田 美 香

一 区域

安芸郡坂町

二 対象となる特定計量器

非自動ばかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実 施 期 日		器 物 受 付 時 間	実 施 場 所
令和八年一〇月二二日		午前一〇時～午後〇時	坂町民センター
		午後一時～午後三時	横浜ふれあいセンター

四 所在場所における定期検査（ひょう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実 施 期 日	実 施 場 所
令和八年一〇月二日～令和九年三月三二日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会